

利用料金表

介護保険 訪問看護・予防訪問看護

訪問看護基本料金

介護報酬改定等により、料金に変更となる場合があります。

要介護者

当ステーションの地域は1単位につき11.40円乗算されます

看護師	利用時間	基本単位	1割負担	2割負担	3割負担
	20分未満	314 単位	357円	715円	1,073円
	30分未満	471 単位	536円	1,073円	1,610円
	30分以上1時間未満	823 単位	938円	1,876円	2,814円
	1時間以上1時間30分未満	1128 単位	1,285円	2,571円	3,857円
理学療法士等	1回20分	294 単位	335円	670円	1,005円

要支援者 ※理学療法士等は1日に2回以上実施する場合は90/100とする

看護師	利用時間	基本単位	1割負担	2割負担	3割負担
	20分未満	303 単位	345円	690円	1,036円
	30分未満	451 単位	514円	1,028円	1,542円
	30分以上1時間未満	794 単位	905円	1,810円	2,715円
	1時間以上1時間30分未満	1090 単位	1,242円	2,485円	3,727円
理学療法士等	1回20分	284 単位	323円	647円	971円

※1年以上の理学療法士等による指定予防訪問看護をおこなった場合は1回につき5単位を減算する

加算料金

加算名	内容	算定
早朝加算	(6時～8時に緊急で訪問した場合加算)	基本単位数の25%増
夜間加算	(18時～22時に緊急で訪問した場合加算)	基本単位数の25%増
深夜加算	(22時～6時に緊急で訪問した場合加算)	基本単位数の50%増

加算名	内容	基本単位	1割負担	2割負担	3割負担
初回加算Ⅰ (月に1回の算定)	退院退所当日に訪問した場合 新規に計画書を作成訪問した場合、又は2か月間利用が停止しており再開した場合 要支援者が要介護者になった場合も含む	350 単位	399円	798円	1,197円
初回加算Ⅱ (月に1回の算定)	新規に計画書を作成した場合、又は2か月間利用が停止しており再開した場合 要支援者が要介護者になった場合も含む	300 単位	342円	684円	1,026円
サービス提供体制加算Ⅰ (訪問1回につき算定)	看護師のうち勤続年数が7年以上の者が30%いる場合	6 単位	6円	13円	20円
サービス提供体制加算Ⅱ (訪問1回につき加算)	看護師のうち勤続年数が3年以上の者が30%いる場合	3 単位	3円	6円	10円
看護体制強化加算 (月に1回の算定)	医療的ケアが多い利用者へ対応できる体制がある場合				
	①要支援者	100 単位	114円	228円	342円
	②Ⅰ要介護者(都の規定に準じて変更する)	550 単位	627円	1,254円	1,881円
	③Ⅱ要介護者(場合があります)	200 単位	228円	456円	684円
緊急時訪問看護加算Ⅰ (月に1回の算定)	常時連絡が取れる体制があり利用者、家族からの電話による相談、必要に応じて緊急で訪問看護を実施。業務管理体制の整備がある	600 単位	684円	1,368円	2,052円
緊急時訪問看護加算Ⅱ (月に1回の算定)	常時連絡が取れる体制があり利用者、家族からの電話による相談、必要に応じ緊急で訪問看護を実施できる体制がある	574 単位	654円	1,308円	1,963円

※24時間連絡体制があり、必要時に緊急訪問できる場合

長時間訪問看護加算 (訪問1回につき算定)	特別な管理を要する利用者に対して1時間30分以上の訪問を行った場合	300 単位	342円	684円	1,026円
加算名	内容	基本単位	1割負担	2割負担	3割負担
特別管理加算Ⅰ (月に1回算定)	在宅悪性腫瘍患者指導管理を算定している在宅気管切開患者指導管理を受けている状態または気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態	500 単位	570円	1,140円	1,710円

加算名	内容	基本単位	1割負担	2割負担	3割負担
特別管理加算Ⅱ (月に1回算定)	在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 真皮を越える褥瘡の状態、人工肛門、人工膀胱を設置している、点滴注射を週3日以上行なう必要があると認められる者	250 単位	285円	570円	855円
退院時共同指導加算 (退院、退所につき1回算定) ※特別管理を要する利用者は月2回まで算定	入院、入所の者が退院、退所するときに看護師等が連携して在宅で療養上必要な指導を行った場合	600 単位	684円	1,368円	2,052円
口腔連携強化加算 (実施した月に1回算定)	歯科専門職と連携下で口腔状態の確認を行い情報提供共有にて評価を実施する	50 単位	57円	114円	171円
複数名訪問看護加算Ⅰ (訪問1回につき算定)	利用者の身体的状況により看護師等、看護補助者が同時に複数名で訪問看護をおこなった場合又は暴力行為、迷惑行為、器物破損行為等が認められる利用者に対して同時に複数の職員が1人の利用者に対して訪問看護をおこなった場合				
看護師等と同行	30分未満	254 単位	289円	579円	868円
	30分以上	402 単位	458円	916円	1,374円
複数名訪問看護加算Ⅱ (訪問1回につき算定)					
看護補助者等と同行	30分未満	201 単位	229円	458円	687円
	30分以上	317 単位	361円	722円	1,084円
看護・介護職員連携強化加算 (月1回の算定)	介護職員等と連携し喀痰吸引等の業務の実施状況の確認、安全なサービス提供体制や連携確保の為に会議に参加した場合	250 単位	285円	570円	855円
ターミナルケア加算 (該当時1回算定)	死亡日及び死亡14日以内に2日(末期癌、厚生労働大臣の定める状態の利用者は1日)以上ターミナルケアをおこなった場合。	2500 単位	2,850円	5,700円	8,550円

自己の介護保険負担割合によりご請求させていただきます。

R6年6月改定

介護保険給付の範囲を超えたサービス利用料金は全額自己負担になる場合がございます。

緊急時訪問看護加算算定

同意します

同意しません

保健師又は看護師以外の職員が連絡相談を受ける場合があります、対応マニュアルが整備されています。

緊急訪問の必要性を看護師が判断し、緊急訪問ができる体制にあります。

管理者は連絡相談担当者の勤務体制及び勤務状況を明確にしております。

保健師又は看護師以外の職員が連絡相談を受けた場合は看護師へ報告し、報告を受けた看護師は相談報告内容を記録書に記録します。

口腔連携強化加算

同意します

同意しません

ターミナルケア加算算定

同意します

同意しません

私は、訪問看護利用料金の説明を受けて、その内容に同意します。

年 月 日

利用者名

代理人名

介護保険以外の料金

	内容	料金
自費訪問	保険外の訪問(30分につき算定)	5,000円
キャンセル料	利用者の都合によりサービスをキャンセルする場合がございます。 病状の変化等やむを得ない事情の場合は除く。 利用日の午前8時45分までに連絡があった場合は除く。	500円
死後の処置料金	死後の処置を希望する場合	12,000円

R3年4月改正

同意日 年 月 日